「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」 開催要綱(案)

1 目的

携帯電話やスマートフォンに係る位置情報については、大規模災害時における安否確認や海難・山岳事故等における遭難者の捜索等、緊急時における活用に対する需要が高まっているほか、様々なサービスにおける利用も期待されている。

特に電気通信事業者が取得・活用可能な基地局に係る位置情報やGPS位置情報等の取扱いについては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 16 年総務省告示第 695 号。以下「ガイドライン」といいます。)において一定のルールが規定されているものの、端末所持者の生命に危険が切迫している場合における迅速な位置情報の活用については、通信の秘密やプライバシーに十分配慮しつつ整理・検討する必要がある。

本検討会は、位置情報の取扱いの現状や電気通信事業者によるGPS位置情報の緊急時における取扱いのための方策等について検討し、ガイドラインの見直し等必要な措置を講ずることとするものである。

2 名称

本会は、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 位置情報の分類と取扱いの現状
- (2) 電気通信事業者によるGPS位置情報の緊急時における取扱いのための方策(ガイドラインの見直し等)
- (3) その他当面見込まれる位置情報の取扱いに関する課題と方策

|4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長の検討会として開催する。
- (2)本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、検討会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は本会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在の ときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (8) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」 構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

* t b k k オ オ たま代 主婦連合会

古賀 靖 広 KDDI株式会社 渉外・広報本部 渉外部長

ままれていと し 佐伯 仁 志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

章 が へ まさいる 曽我部 真 裕 京都大学大学院法学研究科教授

たかだ まさひこ 高田 昌彦 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 法務部担当部長

長谷部 恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授

森 亮二 英知法律事務所弁護士

もりかわ ひろゆき 森川 博之 東京大学先端科学技術研究センター教授